

本宮市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、
医療保険の適用を超える**自宅利用**や医療保険の適用外となる**自宅以外での訪問看護**を提供する、
「**本宮市医療的ケア児在宅レスパイト事業**」を実施します。

レスパイト事業とは・・・介護者が一時的に介護を離れて休息やリフレッシュできるよう支援する事業です。

利用対象者

利用対象者は、**医療的ケア児の看護や介護を行っている家族**です。

◆「医療的ケア児」とは、次の要件のすべてに該当するもの。

- (1) 本宮市内に住所を有すること
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の障がい児の保護者または障がい児の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアが必要であること。

サービス内容

訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を、自宅または自宅以外の場所で利用することができます。

- 【サービス内容の例】
- ◆ 家族が通院するときや休息したいとき
 - ◆ きょうだいの学校行事で保護者が不在になる場合
 - ◆ 親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護 など

【注意点】

- ◆ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える部分の利用に限ります。
- ◆ 健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、訪問看護事業者が訪問看護を提供できると判断した場所であれば、利用場所の制限はありません。
※保育所、幼稚園、学校等での利用はできません。
- ◆ 看護を伴わない見守りは対象となりません。

利用可能時間

医療的ケア児一人につき年間 48 時間まで

※1回30分単位で利用できます。

※年度途中からの申請の場合、年度内の残月数×4時間を上限とします。

※利用時間の調整は、訪問看護事業者と相談してください。

サービス費用

本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。

- ◆ 本事業にかかった費用は、本宮市から訪問看護事業者に30分あたり4,500円を支払います。
- ◆ 交通費やキャンセル料などの訪問看護以外の費用については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

利用までの流れ

事業者の登録

- ① 登録を希望する訪問看護事業者は、**事業者登録申請書**を市へ提出します。
- ② 市からの登録通知を受け、**委託契約**を締結します。

利用者の登録

- ③ 家族は**利用登録申請書**を市に提出します。
- ④ 市は家族に本事業の**利用決定通知**をします。

利用者と事業者の契約

- ⑤ 家族は利用決定通知書を訪問看護事業者に提示します。
- ⑥ 家族と訪問看護事業者は 本事業の**利用契約**を締結します。
※初めて利用する訪問看護事業者の場合は、事前に医療的ケアの確認など必要な情報を共有してください。

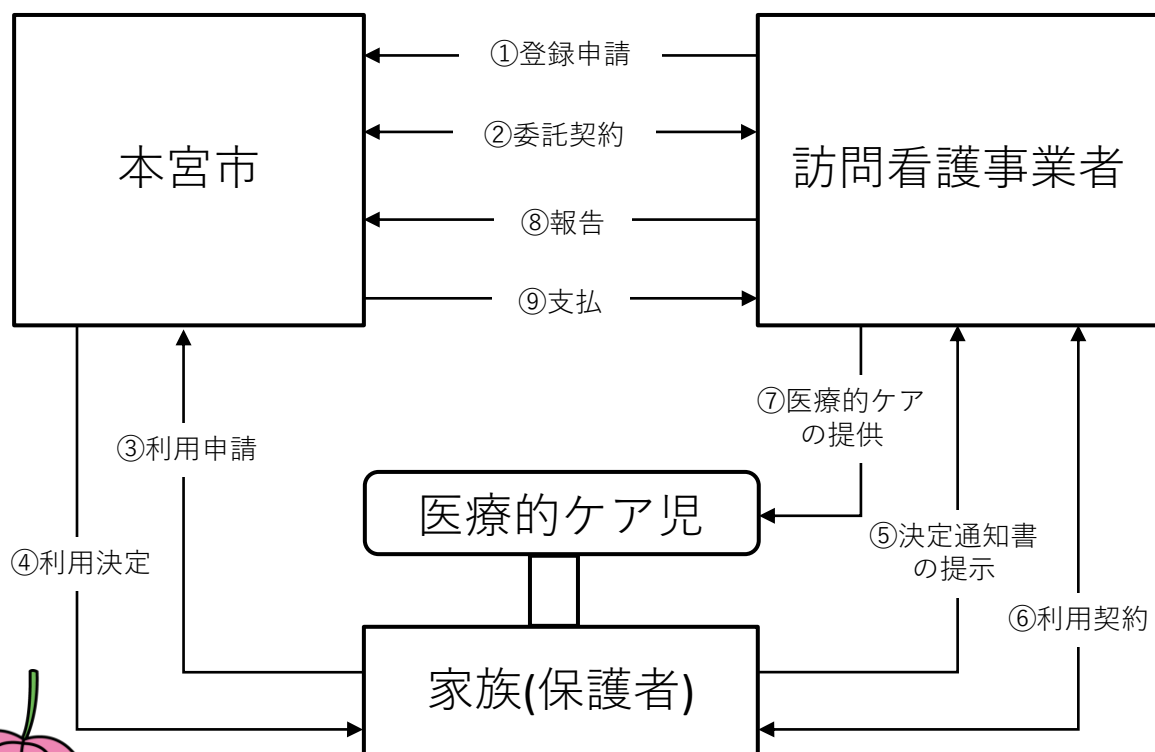
サービス利用

- ⑦ 訪問看護事業者が、医療的ケア児の**医療的ケアや見守り**を提供します。

実績報告

- ⑧ 訪問看護事業者は、翌月の15日までに本事業の**実施状況を市に報告**します。
※実績報告書や請求書等、決められた書式により実施月の翌月15日までに市に提出してください。
- ⑨ 市は提出された書類を確認後、訪問看護事業者**に委託料を支払**います。

イメージ図



問い合わせ先

〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田60-1
本宮市 保健福祉部 社会福祉課 (えぽか内)
TEL: 0243-24-5371 FAX: 0243-33-6620
メールアドレス: shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp

